

穴水町医療従事者等修学資金しおり



穴水町教育委員会事務局

目次

- 制度の目的 2
- 貸与の申込み 2
- 貸与の決定 4
- 貸与の休止・打切り 6
- 返還の免除 7
- 返還・猶予 8
- 異動と届出 10

制度の目的

少子、高齢化社会を迎え、地域住民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題となっています。

そこで、穴水町では、地域医療を担う医療従事者等を確保することを目的として、大学等において看護学等を履修する課程に在学する方で、卒業後直ちに、本町の公立病院等に勤務していただける方に対し、その修学に必要な資金（修学資金）を貸与します。

貸与の申込み

1 修学資金

大学を卒業した後、本町の公立病院等に勤務しようとする看護学等を履修する課程に在学する者に対する修学資金

● 修学資金の額

(1) 看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、**臨床検査技師
診療放射線技師、臨床工学技師（R5.4より拡充）** 月額 5万円

※石川県地域医療支援看護師等修学資金の貸与を受ける者は月額3万円

(2) 薬剤師 月額 10万円

(いずれも大学等の正規の修業年限まで)

2 募集人員

数名 / 年 ※ 各年度の募集要項で確認してください。

3 申込み資格

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 大学等卒業後、本町の公立病院等に勤務する意思を有していること
- 大学等の看護学等を履修する課程に在学していること
- 大学に入学した日前1年の期間、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が県内に住所を有していたこと

4 申込み手続き

募集期間内に、「穴水町医療従事者等修学資金貸与申請書（別記様式第1号）」に、次の書類を添えて申し込みをしてください。

《穴水町医療従事者等修学資金貸与申請書 添付書類》

- 大学等の看護学等を履修する課程に在学する者であることを証明する書類（在学証明書など）
- 大学等における学業成績を証明する書類（修業年数が1年に満たない者にあつては、卒業した高等学校における学業成績を証明する書類）
- 健康診断書（エックス線胸部撮影の結果を明記したもので、申請の日前2ヶ月以内に受診したもの）
- 戸籍謄本（申請の日前2ヶ月以内に市町が発行したもの）

※ 申請にあたっては、2名の保証人が必要となります。

1名は、貸与を受けようとする者の親族（親権者など）、もう1名は成年者であつて独立の生計を営み、修学資金を返還できる資力を有する者

《提出先》

〒927-8601

石川県鳳珠郡穴水町字川島うの174番地

穴水町教育委員会事務局

※封筒に「穴水町医療従事者等修学資金貸与申請書在中」と明記のこと

○ 直接持参の場合

募集期間内の午前8時30分から午後5時15分まで

（土日、祝日を除く。）

○ 郵送の場合

簡易書留又は配達記録で郵送すること（募集期間最終日の当日消印まで有効）

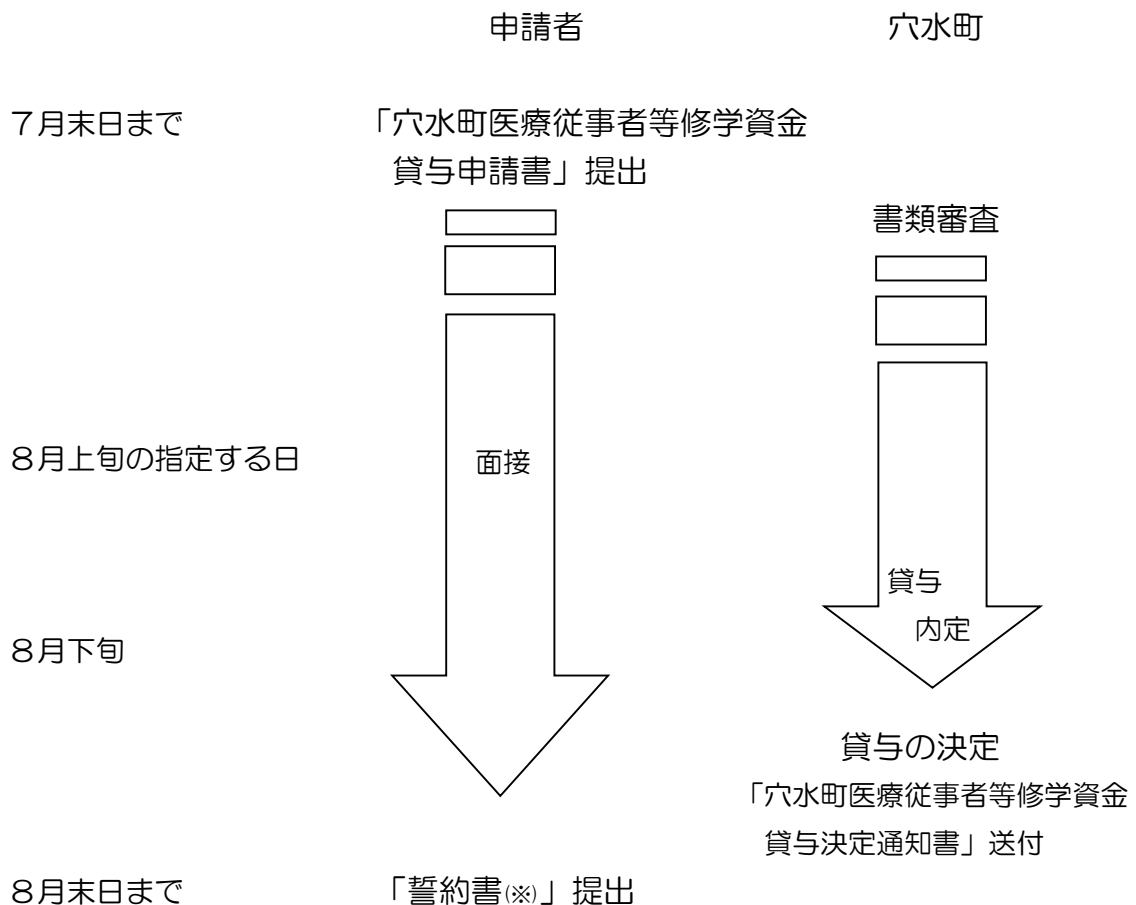
貸与の決定

1 貸与決定までの流れ

申請者から「穴水町医療従事者等修学資金貸与申請書」の提出があった後、本町において書類審査を行い、その後、面接を行います。

面接の結果を受けて、本町が貸与を決定すべきと判断した方には、内定の旨を連絡しますので、連絡を受けた場合には、速やかに「誓約書（別記様式第2号）」を提出してください。

本町では、それを受けて、「穴水町医療従事者等修学資金貸与決定通知（別記様式第3号）」により貸与を決定します。（詳しい日程については、各年度の募集要項をご覧ください）



※「誓約書」には・・・保証人の印鑑証明書と保証人の収入を証明する書類（前年分の所得証明書又は源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)）を添付すること

2 修学資金の貸与

「穴水町医療従事者等修学資金貸与決定通知書」には、以下の内容が記載されます。

○ 修学資金の額 ○ 貸与期間 ○ 貸与予定日

また、決定した修学資金の年額の4分の1に相当する額を、5月・8月・11月・2月にそれぞれ貸与します。

修学生は、修学資金の貸与を受けた際には、そのつど「借用証書（別記様式第4号）」を提出する必要があります。

※石川県地域医療支援看護師等修学資金を受給しない看護師の場合

● 修学資金の額	金 600,000円
● 貸与期間	4月1日から翌年3月31日まで
● 貸与方法	第1回 5月（金 150,000円）
	第2回 8月（金 150,000円）
	第3回 11月（金 150,000円）
	第4回 2月（金 150,000円）

※穴水町が貸与期間満了の日までに何らかの意思表示をしない場合には、同一の条件で1年間貸与期間が更新されたものとし、次年度以降も同様です。

※貸与1年目については、貸与決定の時期が8月となるため、第1回の貸与時期が9月となり、その際、2回分をまとめて貸与する予定です。また、貸与期間については、4月1日から貸与されたものとして取り扱います。

貸与の休止・打切り

1 貸与の休止

修学生が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、休学し、又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとしします。

この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された修学資金がある場合には、その修学資金は、当該修学生が復学した日以後の分として貸与されたものとみなされます。

2 貸与の打切り

修学生が以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸与を打ち切ることとしします。

- 退学したとき
- 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

※修学資金の貸与を打ち切られた場合には、修学資金の債務の返還が必要となります。（10頁参照）

返還・猶予

1 返還

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、貸与を受けた修学資金に利息(※)を付した額を、当該返還事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に返還しなければなりません。

なお、返還は、月賦による均等払いの方式により行うことが原則ですが、全部又は一部を繰り上げて返還しても構いません。

- 修学資金の貸与を打ち切られたとき（7頁参照）
- 大学を卒業した日から起算して2年以内に看護師等の資格を取得できなかったとき
- 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

※「利息」とは・・・修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した額
(大学卒業後の期間には利息は付きません)

2 返還の手続き

修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日から起算して20日以内に「穴水町医療従事者等修学資金返還明細書（別記様式第5号）」を提出しなければなりません。

3 返還の猶予

修学資金を返還すべき者が、災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、当該猶予の事由が存続する間、修学資金の返還の債務の履行が猶予されます。

4 返還の猶予の手続き

債務の履行の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が生じた日から起算して20日以内に「穴水町医療従事者等修学資金返還猶予申請書（別記様式第6号）」に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

（例）災害の場合 市町の発行する被災証明書 など
疾病の場合 医師の診断書 など

異動と届出

1 大学在学中の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）までに、前年度の学業成績を証明する書類を提出してください。

(2) 異動届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 退学したとき
- 看護学等を履修しなくなったとき
- 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- 休学・停学の処分を受けたとき又は復学したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき

2 勤務期間中の届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき
- 勤務に従事したとき

穴水町医療従事者等修学資金制度は

『将来、皆さんに穴水町の地域医療を担っていただきたい』

という願いから実施しております

【お問い合わせ先】

〒927-8601

石川県鳳珠郡穴水町字川島ウの174番地

穴水町教育委員会事務局

電話：0768-52-3710

FAX：0768-52-2694

メール：kyouiku@town.anamizu.lg.jp

URL：https://www.town.anamizu.lg.jp/

※ 申請書等ダウンロードはこちらから